

桶川市立小・中学校におけるセクシャル・ハラスメントの防止等に関する要綱

平成15年2月12日教育長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、学校における人事行政の公正を確保し、職員、児童生徒及び関係者の利益の保護並びに職員の勤務能率の発揮を図ることを目的として、セクシャル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシャル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) セクシャル・ハラスメント 職員が他の職員、児童生徒及び関係者を不快にさせる性的な言動並びに児童生徒及び関係者が職員を不快にさせる性的な言動をいう。
- (2) セクシャル・ハラスメントに起因する問題 セクシャル・ハラスメントのため職員の職務遂行上若しくは児童生徒の修学上の環境が害されること又はセクシャル・ハラスメントへの対応に起因して職員が職務遂行上若しくは児童生徒が修学上の不利益を受けることをいう。
- (3) 職員 桶川市立小・中学校に勤務する職員（非常勤職員を含む。）をいう。
- (4) 関係者 児童生徒の保護者、PTA、同窓会等関係団体の会員、関係業者及び職務上の関係を有する者をいう。

(職員の責務)

第3条 職員は、この要綱及び桶川市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める指針に従い、セクシャル・ハラスメントを行わないように注意しなければならない。

(校長の責務)

第4条 校長は、次の各号に掲げる事項に注意してセクシャル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシャル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(1) 日常の執務を通じた指導等により、セクシャル・ハラスメントに関し、職員の注意を喚起し、セクシャル・ハラスメントに関する認識を深めさせること。

(2) 職員の言動に十分な注意を払うことにより、セクシャル・ハラスメントに起因する問題が職場に生じることがないように配慮すること。

(苦情相談への対応)

第5条 校長は、セクシャル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員、児童生徒及び関係者からなされた場合に対応するため、校内に苦情相談を受ける相談員及び相談員からなる委員会（以下「相談員等」という。）を置き、必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、校内の相談員等に苦情相談を行うほか、必要に応じ、原則として校内の相談員等を通じて第6条に規定する苦情相談委員会に苦情相談を行うことができるものとする。

(苦情相談委員会)

第6条 桶川市教育委員会事務局に、苦情相談に対し適切かつ効果的に対応するため、苦情相談委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、相談員等で解決できず、その対応を依頼された苦情相談について、調査及び審議し、並びに指導助言を行うものとする。

3 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

(1) 教育部長

(2) 教育部次長

(3) 学校教育課長

(4) 教育総務課長

(5) その他教育長が定める者

4 委員会に委員長を置き、教育部長をもってこれに充てる。

5 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(相談員等の責務)

第7条 相談員等は、苦情相談に係る問題を適切かつ迅速に解決するよう努めなければならない。この場合において、相談員等は、教育長が苦情相談への対応について定める指針に十分留意しなければならない。

2 相談員等は、苦情相談を行った者及びその関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 職員は、セクシュアル・ハラスメントに対する苦情相談、当該苦情に対する調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに関して正当な対応をした職員、児童生徒等及び関係者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(対応措置)

第9条 委員会による事実関係の調査の結果、職員がセクシュアル・ハラスメントを行った事実が確認され、その態様が信用失墜行為、全体の奉仕者にふさわしくない非行等に該当すると認めるときは、必要に応じ、当該職員及び当該校の校長に対し、必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、セクシャル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。